

2/1 西2布

今回の地震により倒壊した家屋などの処理について、次のように取り扱うことにしましたのでお知らせします。

①家屋などの廃材・ガレキの撤去

- 廃材・ガレキの撤去は原則として市が行います。
- 撤去は、道路、河川などに囲まれた区域ごとに行います。

廃材・ガレキを撤去する区域は、あらかじめ広報などを通じてお知らせし、相当の期間を置いてから実施しますので、その間に貴重品などの搬出を行ってください。

- 手続きなどの詳細については、後日決定次第お知らせします。

②解体の必要のある家屋

倒壊のおそれのある家屋などの解体は、原則として市が行いますので所有者は申し出てください。同意書が必要となりますので、書類をお渡しします。

ただし、事業所などのうち大企業に係るものは事業者の責任において処理していただきます。

申し出は、直轄各区の災害対策本部へ。(電話による受け付けはしません。また、先着順ではありません)

東灘☎41-4131 漢(☎)871-5101
 中央☎232-4411 漢(☎)881-0033
 北☎593-1111 兵庫☎511-2111
 神戸☎731-4341 長田☎579-2311
 西☎929-8801 篠原☎708-5151

受付時間=午前9時～午後4時

倒壊となる廃材・ガレキが多量に発生する場合、廃材・ガレキなどの搬出が大幅に増加するため、公共施設を活用して運搬する場合は、かかる費用は自己負担となります。

自分で解体・撤去される人へ

申請によっては法外な価格を要求する場合があるようです。
申請金額(標準単価)は以下のとおりです。

標準単価(解体および撤去)

木工 1㎡あたり約12,000円

コンクリート造 1㎡あたり約30,000円
(上記単価は、上記単価の1/2です)

既にご自分で解体・撤去された人や今後しようとしている人についての費用は、標準単価の範囲内で行政負担を国、県などと検討中ですので、証拠となる写真や領収書、契約書などを保管しておいてください。

市内の被災状況	
(1月28日現在)	
▶死者 = 3,604人	
▶負傷者 = 14,670人	
▶行方不明者 = 13人	(以上兵庫県警調べ)
▶火災件数 = 427件	
▶避難場所 = 566か所	
▶避難人数 = 213,122人	

地震災害により生活にお困りの人へ 生活福祉資金特別貸付を行います

神戸市では、兵庫県南部地震で、被害をうけた市民を対象に、生活福祉資金特別貸付を行います。貸付金額は10万円(特に必要な場合は20万円)で、これは緊急に必要な資金に役立ててもらおうというものです。

今回の地震により倒壊した家屋などの処理について、次のように取り扱うことにしましたのでお知らせします。

①家屋などの廃材・ガレキの撤去

- 廃材・ガレキの撤去は原則として市が行います。
- 撤去は、道路、河川などに囲まれた区域ごとに行います。

廃材・ガレキを撤去する区域は、あらかじめ広報などを通じてお知らせし、相当の期間を置いてから実施しますので、その間に貴重品などの搬出を行ってください。

- 手続きなどの詳細については、後日決定次第お知らせします。

②解体の必要のある家屋

倒壊のおそれのある家屋などの解体は、原則として市が行いますので所有者は申し出てください。同意書が必要となりますので、書類をお渡しします。

ただし、事業所などのうち大企業に係るものは事業者の責任において処理していただきます。

申し出は、直轄各区の災害対策本部へ。(電話による受け付けはしません。また、先着順ではありません)

東灘☎41-4131 漢(☎)871-5101
 中央☎232-4411 漢(☎)881-0033
 北☎593-1111 兵庫☎511-2111
 神戸☎731-4341 長田☎579-2311
 西☎929-8801 篠原☎708-5151

受付時間=午前9時～午後4時

地震による倒壊家屋などの処理

り災証明書

発行に向けて調査中

り災証明書は、災害の状況が
あったことを証するもので、
これは、各家庭、被災者等など
に適用されます。申請に於いては、
災害状況の調査は、現地行
つてますが、近日中にり災し
た施設を取り壊す場合は、現在行
つてますが、現地が焼け残
りの状況がわかるような写真
などを提出して下さい。

がれば参考にさせていた
ますので、撮影した写真を保た
するなど、協力をお願いします。
なお、現在多くの人が「り災
証明書」の申請に参りていま
すが、通常決まりますでは発行で
す。ところどころ、「り災の届け」
をあつたことの「証明書」を発行
しています。

地震による倒壊家屋などの処理

不安や悩み相談して

大震災は、人々の中に深い傷を残した。身近な人の生命や財産を失った喪失体験、以前く離生活から来るストレス症状は、多様で深刻だ。そうした人々の心の響きで、精神科医による相談電話の窓口が次々に開設されている。これらの窓口を開く日本精神衛生学会の運営委員長で、精神医学の吉田寅彦さんは、「喪失体験の大きさは年齢によって異なる。若い人は、回復できるといふ感覚をもるが、お年寄りがどこまで耐えられるか。支援のネットワークがなく、孤独なお年寄りをますます支えていかなければならぬ」。また、子どもの心理は多様で、表面的な変化がなくても、深い傷に落ち込むことがある。彼らと面話を交わせ、支えてくれる人を紹介してあげたい」と話す。

トピック

◆「日本精神衛生学会が心の相談」緊急電話会と社会経済生産本部メンタルヘルス研究所が協力し、精神科医と臨床心理士のほか、看護婦や保健婦、カウンセラーが内容に合わせて相談に応じる。無料。月曜日から土曜日の午後6時から午後半まで。日曜日の開設も検討中だ。

◆「心の相談」電話番号はフリーダイヤル0120・6530641。

◆「大阪のケア」電話

◆母親の心の相談

<p



① 「リ災証明書」について、

- ・「火災届出証明書」がなくとも請求できます。
 - ・屋外に避難している人は郵送で請求でき、
(各役所あて)

* 代理人による請求：2月6日以降、役所
発行の委任状に本人が記入し、代理人に
持参させることで可能。

④「支援金」について

- ・半壊、全壊、半焼、全焼 した世帯
 - ④ 必要なもの： 世帯主である証明書
(免許証や保険証など)

＊証明書がない場合は
（本人かどうかを調査取り扱い確認する。）

- ・ 家族が死亡、行方不明の場合
死亡：住民票の除票 または死亡診断書
または埋葬許可書のどか
不明：新聞等の確認 または区役所の調査

① 雇用保険は 6ヶ月割支給、(職安)

会社の離職証明書 手取
 解雇証明書 手取
~~給与証明書~~を持参
 休業

- 上記を会社が発行できない状態の場合、
職業安定所 (会社と管轄している)
 に相談 (手取)
- * 被雇用保険証を持參
 (無い場合は相談に行く)

注) パート、アルバイトでも
 被雇用保険に6ヶ月以上加入して
 いた場合は支給される。

- 支給は職安にて手続き終了後 7日目
 から開始 (最低90日、最高300日)

離職業安定所 291-8609

② 住宅を建てなおす場合 (現時点では持ち家の時)

住宅金融公庫に融資を受けた。
 神戸相談所 341-5322
 午前 10:00 ~ 午後 5:00

必要なもの: 「住証明書」

融資額: 木造 1,020万円まで
 フレハブ 1,090万円まで
 (鉄筋)

返済方法: 3年内は 3% の利息のみ、
 4年目から 4.15% の利息で
 最大 25 年返済。

全国から届けられた義援金を配分します

2月6日(月)から申請受付

交付対象

神戸市内に住民登録・外国人登録を有し、今
のり災により、死亡・行方不明の被害および
壊・全焼・半壊・半焼の住民登録・外国人登
上の住家の被害を受けた世帯。

交付金額

(1) 死亡者	100,000円
(2) 行方不明者	100,000円
(3) 住家(全壊・全焼・半壊・半焼)	100,000円

申請受付期間等

2月6日から当分の間（土・日曜・祝日は除く）
午前9時～午後5時（整理券などによる受付制限の場合あり）

当初はかなり混雑が予想されますので、余裕をもって申請してください。

申請者

原則として世帯主本人

世帯主本人が来られない場合は、お問い合わせください

必要書類等

本人を確認する証明書（運転免許証、健康保険証ほか）

印鑑

住家被害については、り災証明書（届出証明書は不可）

死亡被害については、埋火葬許可書か死亡診断書か住民票除票

義援金・り災証明書申請受付場所

東灘区……コープこうべ生活文化センター

灘区……都賀川公園（上河原橋南）

中央区……磯上公園内クラブハウス（入口は西側）

兵庫区……兵庫区役所（公会堂）

北区本区…北区民ホール

北区出張所…各出張所

- 長田区……長田区役所
- 須磨区……須磨区役所
- 北須磨……北須磨支所
- 垂水区……垂水勤労市民センター（レバンテ垂水内）
- 西区……西区役所（公会堂）

り災証明書を2月6日から発行

今回の震災の被害者が、震災に関する給付金の受給や官公署への申請などの際に必要な「り災証明書」を2月6日から下記の場所で発行します。

<証明の内容>建物の全壊・半壊・一部破損・全焼・半焼・水損に伴うり災

*設備や動産（土地・建物を除くもの）の被害は対象外です。これらは「り災届出証明書」での対応となります。

<り災者>り災者は建物の倒壊などによって、被害を受けた居住者・家主など

<証明書発行に必要なもの>

印鑑（手数料は無料）

なお、申請書には、り災者

氏名、り災場所の住所、持ち家・借家（所有者名が必要）・住宅・非住宅の別を記入していただきます

<発行期間>

2月6日（月）から
午前9時～午後5時
(土・日曜・祝日は除く)

<発行枚数>

居住者1世帯につき1枚
(家主が別の場合別途1枚)

*複数の提出先がある場合は、相手方に提示し、原本は返却してもらってください

【郵送での請求は…】

申請書に記入すべき内容を便せんなどに記載し、住所地の区役所に郵送してください。折り返し証明書をお送りします

◆問い合わせは、各区役所・支所へ

東灘区役所 〒658 東灘区住吉東町
2-3-28 ☎841-4131
灘区役所 〒657 灘区神ノ木通
3-6-18 ☎871-5101
中央区役所 〒651 中央区雲井通
5-1-1 ☎232-4411
兵庫区役所 〒652 兵庫区荒田町
1-21-1 ☎511-2111
北区役所 〒651-11 北区鈴蘭台西町
1-25-1 ☎593-1111

長田区役所 〒653 長田区北町
3-4-3 ☎579-2111
須磨区役所 〒654 須磨区中島町
1-1-1 ☎731-4341
北須磨支所 〒654-01 須磨区中落合
2-2-5 ☎793-1212
垂水区役所 〒655 垂水区日向
1-5-1 ☎708-5151
西区役所 〒651-21 西区玉津町小山
字川端180-3 ☎329-0001

*義援金の交付申請については住民登録または外国人登録をしている区の左記受付場所にお越しください。また、り災証明書の交付申請には、り災した建物のある区の左記受付場所にお越しください

詳くは、東2階の

「よろず相談室」まで

2/3